

尾張神名帳集說訂考 壹二

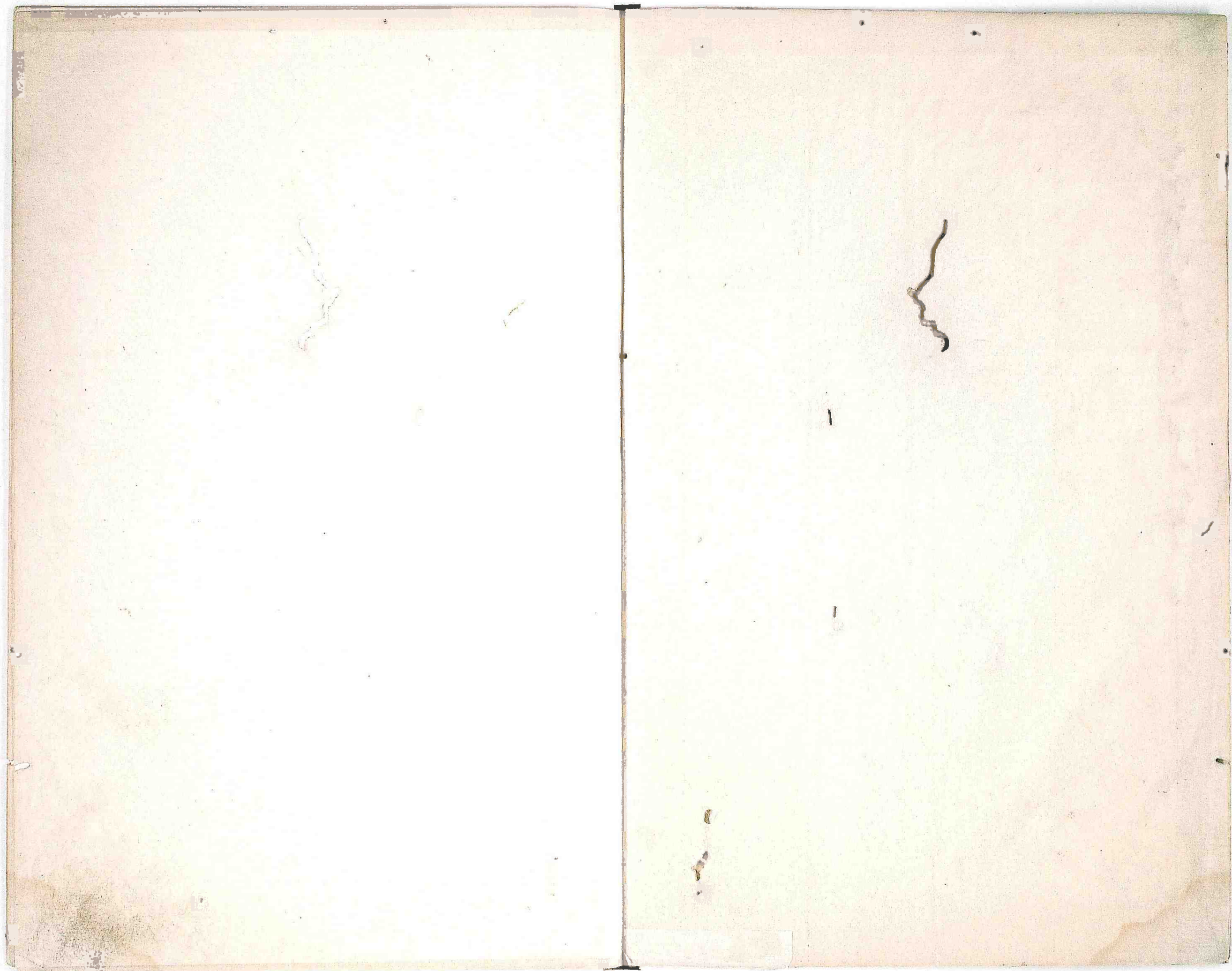
中海部
鴻部

共四冊

七
拾六
號

174
ツ
1-1A

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8





A174
ツ
A1-1A

天
皇
八
十
一
年
八
月
照
靈
章

天
皇
八
十
一
年
八
月
照
靈
章

天皇八十

一年

齊

了。應仁文明の大乱。神皇正統

を。神皇正統記

焼。其の御田を奪ひて神代

を。事。其の御田を奪ひて神代

神皇正統記

あゝのせきまよ成者を巧まじふ極にあらざり
て慶長を寸國の後。我 尾張國

本國神明帳を以古よ帳一卷を出し居。

この延喜式を裁る一百二十一卷のあり。

九拾餘社を増補する書なりよ。其のあら

を知人知らしむるに。高徳因宮の神如

依分清多の考に。本國神名帳のむし

國衙を幣を奉る所情いふ。傳へ諸社

よ阿彌といふは確論なりける。然るに國府言に

ハ元龜乃らるるにや。本國情ありけり。

けよりいふ情を先とす。而るを武臣天野信景の

大人不らるる写本。彼是を以て参考本國

帳といふ書を採い。之を實の味四とす。乃夏。本

國情集説といふ書を著述せしむる。爾より

り以來。國民式内式あり。事出唱へ考が

人一人とす。是れ其の事ありぬ。以て

けり乃ち龜徳を冠ぐさるハ光有る。蛇を喰ねど。
初考也習ハ疎漏也矣。形乃ハ小字也。これき
色く延々く延々也。六田乃ハ三田又諸麻ノ
四ノに昔燈山也也。を望むが如く。あつち
五ノ如界ノ者言人交又南北油也。是る
大陽を拜めり。あつち有る。正生。此大人乃
説又是也。西ノ東ノ道を歩ハ。水乃流
渠を訂し。是里の庄位より一を考也。埴

お乃をよびまじる。其教をかり。時名を以て
宮名也。舊よを撰り。本國帳又載て埋れ有る
神結也。如くも。其社を承也。集説也。
つ。神尊よ。其社也。神明乃。伊弉諾
一人智。其社也。其社也。伊弉諾
其社也。其社也。其社也。伊弉諾
時。其社也。其社也。其社也。伊弉諾
其社也。其社也。其社也。伊弉諾

野為乃君也（たよ）昔報（むか）于（に）依（よ）韋（い）為（を）海（うみ）也（なり）。
中（ちゆう）之（の）儀（ぎ）を（と）り（し）

尾（お）法（は）神（しん）名（な）帳（ちやう）集（しゆ）說（せつ）乃（を）部（ぶ）定（ぢやう）追（お）考（かう）之（の）書（しよ）を（と）り（し）。
乃（を）也（なり）

嘉永二年正月

六合庵乃也
津田百信乃也
七十乃也

天野翁之撰本國帳集說序

謹以。王者建宗廟奉其祀者。追遠之誠。立社稷。致其敬者。仁民之實也。若其禘嘗祈報及由辟設許。多禮儀。固有天子諸侯之分。而不可得僭祀焉。養老之后。詔曰。凡國之神祇。宜使長官（各）守也。致其祭。祀若有限外。當祭山川。則聽享焉。寶龜之明主。初定。諸社之大小。（以正三位以上為大社。以從四位以上為中社。以從五位以上為小社。而定造社殿宇之制）以別官幣國幣之禮。岳（代）又（立）各神（天神地神）之三等別祭（祭隆殺）。貞觀延喜昭代。新錄各別。神社者凡三千餘所。（國司西祭神社凡大小二千三百九十九座）而我本列八郡。神祇一百二十一座也。其後國衙錄國帳所

真幣 神祠九十餘前。共係 國典官有人焉。民社有氏 人國社有

其地儀有制焉。恭饗之禮尤盛也。及 皇綱解紐。祀典

不脩。其氏人散亡。為泚族之私祭。神祠亦荒蕪。四

至阡。犁摧。其田墟希存矣。甚者至矢號无由訪其地

者。豈遑于得董乎。我 敬以國祿之餘記。式內神

社之故。名神祇寶典。以藏 秘府焉。元祿中 綱誠

公更有興繼 台肯使有司措修 國志。然至 討

內神社者。頗不軌者多矣。故吾儕等考之於舊卷雜

錄。畧錄所傳棟梁。搢定未畢之間。公家有不諱。而

諸生遂閱毫。可不亦哀惜乎。丁亥仲春。正四位下。

度會神主延經。偶訊弊廬。延經嘗有志于 神名式

詳解。而以具稿示僕。幸一閱之。實先人未發之說。而

微者著矣。夫者歸矣。以足解千古之疑。其恃也。其勉

也可謂於秘書漢也。嗚呼僕昔日蒙 鳴命。忝國志

編摩。副自叨。秘閣啟圖。螢燭雪影。三。睡指。伏懷

往事。則恨下夢斷。歲月轉空。今也播新篇。而回舊感。

便抄錄。本列 神祇之說。以本之。更參伍。下記實

錄。考訂 神名。社地。竊述我 國帳集說。一。局。庶幾

同志。補正。具闕。謬以今覽者。不惑。則將有裨於斯云

爾。

あり。世余よりのあま一百七十餘社を悉く天神と誌すは事なり。初ては三品ハ。社サトウの大小を沙汰して為を重として。三品の印ハ使事つかさどにあはれ。抑是も四葉より本國帳を信やしりしもの也。又も天野翁乃房あまののぶらふ義を重し得るもも有

答曰

正生もこそ如類ひをれ。謀々光仁天皇乃御宇みかどに定も後醍醐天皇の御宇親房乃改正も家神階よりして大中小乃神社を分け給へる事。明く又書えて。恐かしく宣まら。本國帳の之品印も天神地神を法を用ひし文字を讀し。又天神地神を言ふも形もハ神代系圖傳也。又も姓氏録乃ある也。つゞりみ國つがを正し書てこ標本然る也。返もくも神社乃尺寸をわらむ。為も用なれ事。にや。予も亦これを

惜て。此書ハ草稿也。いともい三品を削去し。その後巡村して重て見るに。畑のりよの麻心と。山庵の修驗者しゆげんしや无學むがくに社人しゃにん若人の。正實ただたみに時々天神清きよ天神よ語ことば。傳つたは本國帳。實之。本國帳乃天神の。菅原天神すがはらに化移かうつへ家ものもわたり。言ことを遊言あそびごとなり。天神地神あまのつちのかみは。子便こづかひ理ことわりをせむ。とこれを詳して清書きよがきも。元もとは。三品を附つけり。

一或人向言

いふ正一位ハ。位田八拾町。後一位を七拾四町。正二位六拾町。後二位五拾四町。正三位四拾町。後三位三拾四町。正四位上下。式拾四町宛。後四位上下。式拾町宛。下畧したりやくと云ゆ。本國帳の諸神社ハ新あらたなる神田かみのりり。正生曰。是も予が志すば。傳識人つたしるしの事。予も亦。一と也。

郡界と為るを。杜撰之集説でたつた乃疎漏過矣。山南郡を尾張
神行水野村今ハ春日月入尾張山の嶺尾張郡尾張姓の祖
神を祀るゆゑ尾張山と呼。後ハ東國山と云く。一日東谷山
と云くハ文人の事ナリ聖智那あり貴
乃社官尾張氏系人々。一代又一度つとる活る。水野邑
おも高倉イノ白鳥等江名あり。勢田の地と中流らる事
ゆゑ

一伊勢は古今宮司乃名有り。河原の宮司に大宮司と云ふ。神
宮寺と云ふハ男山始ふ。本國ハ内は伊勢と云ふ
弟に於て。我國乃後少社乃側々少庵有り。或ハ天台淨土禪宗の獨住
乃傳守有。或ハ修驗者乃守と云ふ事。知て舊より式符有べ

あは船美宿禰此外大邑にして家業繁昌を慶の神明を祀
頭祀番とせし社をなす事あり

一知多郡乃村ハ社歌とて大々。大野常清野間内海。其に壹萬
乃大社あり。伊勢に似たり。千回郡ハ海に伊勢に隣と云ふ。つ
昔風ハ似たり

一ハ平藏貞日 神書に○冥加 勸請 同縁 果報 本地 垂跡 加持 利
益 衆生 濟度 方便 神託 福德 智慧 自在 神力 一躰 分身 清淨 六根
影向 奇特 慈悲 誓願 天女 龍宮 偈仰 信心 正直 如意 檀那 福田 南
无 鎮守 十善 音樂 醍醐 味結 縁龍 神夜 燈寶 相真 如○和光 同塵
是ハ光 子經 乃ハ詞 昔ハ佛 家の 詞ナリ 乃ハ書 乃ハ偽 書ニ 西部

聖令ありしは唯一神道乃きとあるの由佛語を交へたるあり公
つとむる佛法の語を因ひたるは是偽者なり證せしむるなり
一 佛像國會といふ書五冊ありて佛可家の法則とて書なりとせけり
山王七社乃神像に僧法師の神とて亦二十番神の熱田大神に
楊貴妃の姿なるも又之を信する者あり

一 延喜神名帳を醍醐天皇に仰宇大政官の留帳に尾張の國内一而
二十一座と云七道惣て三千一百三拾二座を記し今世の神學者
流誰し尊據とて此を渡方ぬ式外を辨め共式外跡漏ち
るに續日本紀以下續後紀文德三代實錄等此は延喜以前紀錄乃史冊の
中に某國某の神と後其位下を授けの文ありぬを延喜神名帳

亦其名を泄するものあり爰にこれを識ふぬ又予旧社乃在
ころを計ふに在處あり此社も其社も程近くありて元所
いりて三四里の間に一社あり事ありあり伊事なり

一 元和寛永の頃より名勝古跡及神社を今偽作を人國
に作りて碑石を嘗て容れ出中を埋めおぼ後年堀出して世
りてふも類かしく玉野井の天平三年新井尾張景霧
島山の天の逆針薩多賀城の石文仙臺石巻の田道靈蛇の
石碑の類を以熟業の文化文政及び人情一二等卑劣に
ち天保よりして俄と四五等とありて社人を此の果進のたりに
式社の名目を欲り由縁あり新宮を式社と偽らたがみ多

海部に記せしむる所あり。是を以て尾張神名帳訂考三巻を撰て論じて思ひなす也

一 此も真淵大夫乃文章にのり。本居宣長大人の字、音假名遣の自席の如くに文章を書かざる。室も神代乃詞にのり。予の年三十八九まで、思ひ造り。於中、よき後、おのり。今此等、女書部を以て、漢語に耳をきて、大暑、寒冷、項戴、珍重。元礼勿論、臨機應変。乃、よき。解説を、以て、文のり。を。予、一人、古言を、守り、たし、む。益を、好ま、ふ。と、悟りて、い、満、此、神名帳訂考と、修、り。し。假、文、を、書、け、つ。又、人、西、を、あ、ら、せ、し。

ふ合巻主人 津田正生

尾張神名帳集説本之訂考第一冊

尾張後學 津田神助正生著

○本國帳、海部郡二十社 延喜式八座並

正生考 あまのこなりとむべし。延喜年統式は緑海と書

し。即、用、集、乃、國、畫、之、海、邊、と、書、は、也。並、よ、り、部、字、を

よ、尚、さ、す、格、也。真野時綱曰 後世足利六代乃將軍の時に、伊屋川を

東西乃二郡と、して、代官を、た、し。海、東、海、西、と、字、音、に、呼、ぶ、也。

附言 和名類聚十三郷○海部安松村乃也日置今三刀

新屋今津積志摩此二郷乃約りて中島伊福村在

島田今ハ下物忌島田寺村本三宅郷村乃道瓦

八田

後三位漆部神社一本作天神志清

ぬりへ乃乃や一乃と鏡もへ。うふへと訓へくは和名抄大和國

漆部郷双利とみゆに隣り先達曰此や一乃は在可きは詳

にで一人曰津島村今市神乃社地小をうぬる市神社を大

市媛命大山祇を祭る津島五ヶ村乃産神と云ふ風出記偽書

漆部社糸神木花岡耶比賣命と云ふ正生考大市媛命ハ

合家にハ武答天神牛頭元乃適妻少く五男二女子ハ王神を生

かよゆ既よゆと社号神名を字音に唱あよめハ後世乃事にて

取らる交長やと國乃後よおふやう津島社を牛頭天王にハ奉

りて一変せもややく四百五十年以外事と或人ハいぬる

船まハ高神の社号也牛頭天王ハ時代を同とれも神地ハ舊也

漆部神の傍なるす秋お原よく訂為へ穂積曰家お地名考集

親音名もハハ也其記録也ハ近ハ其目寺

後三位諸御神社一本作天神集説云門間莊諸桑村正生考門間ハ

松平君曰千手寺真言境内にありハ山宮と云伊勢度出口延經曰會神主

對馬國天諸羽命神社同神倭歌所詠葉守神也天師信景曰弘行

式神中抄河海抄等に守方木之神と云諸も守之音便ハて而

蚕桑之神也社稷之外蚕神桑菟を祭るも亦民ハ為又祠と云て

号て稚産靈と稱と正生考諸羽ハ守葉ハ義にて諸桑村ハ守葉ハ義

と云こ云る桑ハ蚕桑の義と攝守部ハ云ハ

後二位國王神社名神

新考

津島牛頭天王の社地地主は神は

今南御門のうらたつ孫五郎殿と俗稱すは社といふ。

孫五郎は堀田右馬殿祖先の名

今此御本社天王も昔日配祀乃神にて實ハ素盞烏尊にせむを。

習合家又武答天神とも牛頭天王とも申奉るは舊宮ハ伊毛理

の社と古き傳あり

尾張地名考

和名抄ハ海部郡ハ郷名に津積

志摩郷也。案ハ津島の名も古書に引。第鑑より

津島とは津積志摩の二郷相約りて一串に引まると

一但天王橋今ハ橋无より東ハ往昔の津積あり。橋り西

は志摩方なり。今ハ天王島今ハ天王島にハ生考に古の一郷ハあり

一は神也。國王も志摩の方ハ産神ハ津積の方ハ神也

考ゆも。今ハ上ハ奉るは試みる。市神ハ社津積の産土歟。後居子

定めしハ又曰牛頭天王辨ふは津島如説ハ

少信國が。又舊地乃説もワヤナ

○孫五郎殿ハ社ハ相傳て地主神といふ。真野時綱曰神形御矛に座ヤ

これハ右ハふゆくらまハ郡國靈神社と無湯祭神ハ大穴貴神一座

後少考名ノ神を配合て二中ハ其後素盞烏尊を客神に祀り以本三座

と為といふ。此ハ舊地にハ生謹考國王神社を今ハ和森の地ハ

てより。建内宿禰ハ堀田氏の祖先とて相殿に祀り遂に社号ハ孫五郎殿と

がしてガ字をいしなむ。相傳て志摩ハ地主神といハ殿の御形代御矛

といハ。神大國靈神トも尋ねありて國王神社なる事若明也

集説に伊久波神社ありて、又建内宿禰 孫五郎殿神主堀田右馬大夫
一庭のどくかれとて、いづこに遷すを、（神代巻）

○居森三社ハ、東面ニ建社地今ハ社人ハ下の宮とも呼ハ、牛頭天王御本

社ニ對シテ、相傳テ居森の社を天王の旧地トシ、北ハ少彦名命、一ハ疹神

とも云正生考 疱瘡を守ルの神也。伊毛利トハ痘守ハ略語也。一社傳ハ

永享以來疫病流行ニ從テ、淳房氏素盞男尊を今の地ニ引移シテ御本社

ト云フ。次に國守名神を南門の内柏木の奉リ引移シテ孫五郎殿ト崇メ

時ニカ彦名神ハ痘瘡トシテ動カシクモ、故ニ居森トシテ引移シテ

正生考 柏中央ハ大國靈。南ハ客神須佐男尊也。吾國の後ハ中央ト南ト

神坐をあり。是又大國靈の國を日御宮にあり。實に今宮今ハカ彦名神

一社トシ、中央ト者坐トの二社を宮社トシ、居守ハ袂部勾當大夫

○今天王社を南面ニ建

東 稻田媛命	牛頭天王神主 氷室氏
中 牛頭天王	社僧 寶相院
西 八王子	社家三十餘戸畧之

寛文中中には、八王子中、稻田媛を左右ニ相殿ニ在リ、白井氏ハ神社啓蒙

小見也。いほ八王子ハ列殿ニ拜殿也。又御祭社ノ東ニ西向ニ蛇毒神ヒヤドリビシ乃

初アリ。中坊ニ東門の北より四目ノ藤民社フジタミ初アリ。此社ニ御祭社ミマツリ北

五古所ノ蛇ヘビ森ノあり。世俗ハ藤民將妻の古跡トシ、此處今も

社傳ハ

正生考 牛頭天王乃神傳の大跡を、籃籃田傳の本にあり。素盞

巨旦が宿かきん。種民が宿をかきく疫を逃れしむる故事なり。疫を
もて御札は種民將菜子孫處と書し及芽輪の撫也。神産於此
神事なり皆淳居留合家と出るといふ。伊 箇箇の武答天神
と為。當社津島にも牛頭天王といふ

天野信景曰 秘密心照如意藏陀羅尼經にも天王は十種及身の名あり。

一曰武答天神。二曰牛頭天王。三曰鳩羅天王。四曰蛇毒氣神。五曰
摩耶天王。六曰都藍天王。七曰梵王。八曰玉女神。九曰藥室賢明
王。十曰疫病神王。以上
塩尻記

正生考 備後凡出記にも武答神といふ。須蓋島乃伊事に云。
南海の神女とも。伊豫國越智郡三島山に大山祇神乃媳。大市媛

乃夏あづし。尚祐の御札は疫病けと呼も。右疫病神王の由縁あり。
阿伽陀圓と云。藥も。右の藥室賢明王に縁あり。一説は未社の蛇
八股の大蛇と云ふあり。毒神のやうとせ
現く附會にて云ふ

社僧曰 牛頭天王は二十八宿の牛星の佛像圖繪にある三面八臂の像
也。了當社は牛と云ふ小園廟あり。牛の形を南の産地なり。

或人曰 牛頭ハ新羅國今の朝鮮の中より地名。故に牛頭天王といふ。む
ろはるれ神遊せり。新羅國は行方ふにたり。漢佐男等の
奉詔を朝鮮國よりいり。朝鮮國は種志摩利といふ
高麗樂あり。表を為て笠を持て舞ふ。今も漢佐神遊の由立
る。いよ日本に其傳を傳へり。其舞を絶つるより

乃按之。未詳明。此村より北よりさき鷓本村中島郡。又本國張鷓飼地神の舊跡。河利鷓多次より南一里に今鷓川とよ川河をいさる。河原ありげ。附言 讚岐國鷓足郡あり。此郡内半多豆よ湊のりも。鷓足津乃約也。

從三位由乃伎神社 天神

元龜本傳 夜尊者非

集說

日置庄 柚木村

松平君山日

柚木村神明もつらに日置の八幡宮乃社也

社僧 光明院 真言宗 司之

古田乃伎と存たふ少。今を柚儀村とす。さし柚木日置。佐屋江田須賀北一色乃也。昔一色乃とす。和名抄 海部郡日置郷 三生考 今を直に一色と呼。比於友保もも。

光保相通にて八幡村とす。光明院の傳。源乃頼朝卿建之とす。後世遷念以外八幡大神とす。後にも代ふも。

考證 山城國くはに由本社とす。河原。祭神 大己貴命

一應之。右を天子の不孫世と證。動の時。靴をさや。あま樹より

從三位伊久波神社 天神

土田八幡宮

滝川弘美曰 土田村を正字砥田むすの謂なり。往者も砥田とす。土田とも。土田と出催の書ありて。室町乃頃。土田と書あり。遂に通知太と號あり。此神社福を砥田臣を齋祀す。後氏八幡宮を祭ふ成り。

社僧 寶幢院 真言宗 社人 廣瀬氏

社僧曰 我國古來記録も社傳も乏し。近世安國の後、薩六守忠告卿が江戸時、今の神田を寄附せられたり。

滝川氏曰 日本紀に仁徳天皇十二年七月高麗國より鉄の盾と的を奉り、八月高麗人を禁裏に答返す。此日群臣に射

をせしむ。諸人射達事了らば、時より盾人は福を射て費し、微為高麗人驚き及ぶ。此を拜し、明日天皇感賞

志あり、盾人は名を的乃砥因に宿禰と号す。按よ上古、砥田氏の人、名を小居と、昔神先の臣を齋記する事著明し、

為久は瀨古の名ありて、武社といふ所のれど、此宅村は、後來中島郡の地、山にて、備用がし、おまけ、為久は瀨古ハ殖業瀨古の義をもきこえり。此地の方言に殖ることを為久といふ。此ハ假名もいふをり、後

正一位 憶感神社 名神

集説 中切庄神守村

文治二年正月
追正一位云々

正生考 憶感ハ於加美といふべし。皇語を漢字に於て、

招平后山曰 いり吉祥寺 真言 此境内あり 里老曰 旧地を北神守

より二所余北の一樹招ありをことと云り 石屋正明曰 いま吉祥寺乃境内

より祭祠を憶感名神とせしむ。實も諸桑字多志おとりに記

定り、此の地を北神守と云ふ。地名考云 神守。椿市。越津。下切。宇治。千引。

古瀬。河田。等れ村、を、水陸一圓の地、と、那水、保の村名

あり。右の中に、越津。下切。河田を、心字、余は、假借字、心字ハ

河守。津場集地。海路。瀨水引。越瀬。乃義なり。又、南河田村、異

に、八龍と、呼深田乃中。八龍お、龜宮より、杉杜の宮地あり。此

言といふ。府志に西保村の星宮といふは其の非言あり東川を今
海西郡に引く。旧に中島郡の地位に西保を市江島新田として新
墾の初め伊勢國をさへ皆方が

從三位新屋天神

集説云 江上庄新屋村

和名抄

海部郡新屋郷

松平君山

藥王山法性寺乃境内に

有り。戰國は社地とす。いふものも。正生考法性寺は、し
れ社僧のみありけし。

附言 伊都郡内は新家村ニテ有り。一川を服部村の西。一川を

見目乃西。一川を和名抄乃郷名の方ハ見目寺に西をさす。

從三位馬島天神

集説云 松葉庄向島村

松平君山 五大山明眼院

天台

白山祠是なり

正生考

馬島(正生)

坂巻長牧乃村に鄰に。明眼院ハ往昔に高寺の末形を色し。一

白山宮の下に別にあり。其の社名を諸て馬島天神と札を揚ぐるハ

集説云 正生考 集説云 正生考 集説云 正生考

從三位中社天神

集説云

松葉庄森村に。或曰天田庄森村に

正生考

神在所詳なり。ぬきこと

而源家乃集に

尾張國よりし。

厚田宮といふ。道に宿つる道。昔のいふ。啼く森を人同す
礼に。中社とす。正生考

學部。名不詳。いふ。道中乃社といふ。色どせ

先説云

中社森を。あつと白を。れ。神陵といふ。ハ。信。ま。中村の

醫王山長圓寺

天台宗

乃竹敷の保よりとていふも。鎌倉四道は

魚がく否ゆべし

左分清多日

中村村を。海東郡松葉庄森村

あり。清洲乃うまやより一里あり西に。杜の道の傍ありし。

中人傳へて中の衆を呼者。其西より並く中之庄村中島郡にありし。

又け道の村は莊をともして中乃莊とふゆ。中の庄ありし。

森村の事を中村といふも言割なり。いふも「やど水」にありし。

大江匡衡を張守とて任して國衛の下の事をも。一條天皇乃

長保寛元の間に。その妻志保衛門國府に松平村を原國にありし。

らして。舊道ぬき。森村八幡あり。松有なり。いふも。

從三位小杜天神

正四位下烏鳥天神

此一社元龜
本元

正四位下宗形天神

右三社祥あり

正四位下河葉天神

正考

松葉庄下田村薬師堂。并に春日明

神に社あり。今も傍に古川通遺あり。河葉ハ河端乃下畧りて。

川部村と呼も。同義に。地名考云。下田。川部。勝浦の三をも。一圓

形あり。河葉天神を後世下田村に附り。集説本に。秋竹庄川

部村也。書にも。落りに似たり。川部人曰。川部村の春日大明神。

いふ。愛より八所北より下田境の古河端ありし。後世に

引移りし。ある。けを。下田川部。春日明神といふ。

和名抄云

海部郡島田郷

先説云

下田を島田乃轉聲也

正生考

此をりく押む。本國帳は河葉天神ハ島

田郷乃氏神事也。一。藥師堂ハ本地佛也云々

正四位下大井 天神

正生按云

森山村と本田村の間に細江あり。これ大江通也云々

此は大井の聲と云々あり。由大井とて此也。天明以後は此もして音したる云々ありぬ。

大江を大井乃轉聲也ト。

天明年間本田村の東に新堀出来て。此を新大江と呼ぶ。

森山地方も人云ぬ計は衰たり。け古江の西に流る。二所権現乃

杜有り。故に森山と名あり。十二所の稱をむ後形を。疑ふハ

大井天神是なり。此を祀傳す。觀音坊 真言 云々。後乃君子也。

考云々

正四位下相江 天神

加藤甘谷曰

佐屋驛乃因須賀村大田堂乃

天神是なり。今を直智子菅原天神と成化より

地名考云

佐屋ハ相江の轉聲。相江ハ浅江乃と略す。又を校

江の義也。後世鎌倉の頃相江といふ。今其内佐屋村。相江の

地内佐屋より南に佐江川。今其内。まゝと相江乃一圓と云々。

依田村 江田云々。外佐屋 今其内。須賀 北一色をいふ。一の相江乃村云々。

相江川を南に云々。市江島新田云々。天野信景曰 市江此本郷を市

部磯と云々。いふは長島見之。古今伊豫國。永祿天正此戰國

云々。尾張の所々。百谷曰 寛永二年

り。五年に及く佐屋街道成り就て相江の人民江田北隈内一家
を移し。所屋を造りて取と移し。お佐屋と名付。其源本村乃方北
内の字を帯て内佐屋と改む。近藤利昌源賀村を。其北一色
の北より。佐屋廻り乃街を造りて後。村民漸く道場一
つて。遂に四村八軒と變り。可谷曰く。此源賀村の大口。嘗
天神ハ古今も相江天神ありけり。

正四位下 伊福部 天神

集説云 富岡庄伊妻村の七社明神也。

諸本一社を不載。但熱田如法院の蔵本の之録之按お姓氏録
伊福部密禰及伊福部連あり。其お尾張氏と同祖ありて。天香
語山命乃後裔あり。

和名類聚

海部郡伊福郷

神鳳抄

尾張國伊福御厨

正生考

いづれも皆伊步岐といふべし。伊妻村をいふは伊夫岐部乃
名跡なり。

以上式外

海部郡神名帳集説訂考畢

海部郡之解

地名考
所載

上古多海部郡と稱しを

部ハよまき格シニ延喜主税式ニ緑海と
云。國盡に海也。書ニ記バありと云

心持トすれハ
申クニ云ハ後世東西と分してより字音ハ海東海西と稱也

海部トハ海邊ト云ハカド。古言に海邊を河まといハ

と云ふすふのを海人ト云。有きハたハふありと也。

郡名ハ是ハ等しく海邊ノ村トありたころなむし

真野時綱曰

足利六代將軍の時ふあり乃郡を佐屋川より東西二つして

海東海西の二郡と分して代官を置と云

里老曰

佐屋川

より東北を海東郡と云ハ川ハ今ハ佐屋驛尼寺乃南邊

辰巳乃方ハ斜ニ由りて狭長田ト云

佐屋と西保
とも同なり

善田村

因服部茂左衛門ハ和因是也○此郡ハ本國乃押入方位東

愛智郡ハ隣り北を中島郡ハ接西ハ今海西郡と成り南

方ハ海邊を限る中に西寄乃地多々分海西郡ハ復

是等なり

尾張神名帳集說訂考第二

後學 津田神助正生著

○中島郡四十七社

延喜式三拾座

大ニ座 小ニ七座

附言

和名抄九郷○美和

官地花池村 一の宮村ノ邊

神戶

本神戶新 拜師

林野 村

小塞

今の河安 頓村邊

三宅

今の 菫部

今の 稲

石作

今ハ海 東郡邊

日下部

板本 部 誤野

川崎 今ハ平野 五ヶ村

從三位坂手神社

天神

元龜本作 坂手原

松平君山

中の庄坂田村貴船の

ヤ一乃是多下し。村落の西半町古堤の上。南面に二社あり。東ハ貴船。西ハ山王と

あり。里老曰 山王の旧地ハ村落より坤又河り。貴船の舊地も村より辰ニ三町に

あり。畔名を貴船と呼地。百年のりより前ハ大明神。社ハ南隣の氷 壺村の宮ニ譲ふ 山王

當社一旦荒廢而以御正躰藏真清田宮別宮故也。里人曰三明神の舊地ハ今ハ宮地より乾二町むかりに。畔名を四宮とも大門前とも呼ぶことあり。又曰「藥師堂を。一といセヤ寺とも呼ぶ。是ハもと伊勢乃御師の旅宿をきふ寺なり」と云ふ。

考證 大神乃二字或三輪ともむ。姓氏錄云於保美和ともむ。を賛稱し。公事根元。於保我也。刻者も大神の下畧。

真野時綱 於保和ともむ。ハ大三輪乃中畧也。和名抄於保年和と云はれけ。為る也。於保美和乃精聲はる。非言し。一説云。於保年和乃和を知の語して。大貴也。といふ。不取。

真野時綱曰 大神神社ハ大穴貴命。並又須佐之男尊。少彥名命の三神を祭ること。是。旧く傳聞所なり。といふ。三生考。集説。和名といふ美和郷。是。こゝと云ふ。なり。中島郡乃美和郷ハ。花池水一むのこにあり。美和の親村を一の宮。呼ぶ。一は宮村。宮の地花池村。杉田。今の妙。戸塚村。於保村。氏永村。國府村。ふも。惣あり。せし。三輪乃依と云ふ。あり。さ。三輪川。三輪山。酒見神社。住者を美和乃曲輪と云ふ。今も。神ノ村ハ。酒見神社。酒見神社の条下にあり。

附言 宮地花池村を。集説。熱田。莊と書き。は不詳。き。七月七日。花池村より。齋。及蓮華。教。熱田宮に。

献為といふ事。熱田舊記に云く。近年熱田宮祭記
といふ繪巻物に丹羽のこまに戴くれど。奈記の集説本
以後亦りのよし。澄按とも為る。

從三位波羅伎神社 天神

新考 南麻績村天神小社

その傳ありし。波羅伎をぬ書之。波羅伎ハ綜味はく。麻

績うし就しふ言こと葉は之。出口延徑按 祭神を伊香色雄命の父大

綜あは杵命也。正生考 麻績村ハ服部村也。初ハ伊勢國より移

來て尾張の方の地名とせり。信濃國よりハ造て遠美也

呼有。尾張はこハ小海なるに。ハハ應美のさゆふ唱ふを言

便乃のやかり

附言 大神宮儀式解云。神衣祭ハ四月十四日。九月十四日。

神麻績神機織乃神人等。大神宮ハ荒縮和縮をいふ。

此余髻系頭玉手玉足玉はく縮又物のにぐハ小付る縮ま

てハ細なる祭事あり。但ハ荒縮ハ麻績氏こそを主維也。

和縮ハ服部氏司祭也

正生考 此はく昔日を麻績氏の祖神を存祀するに。今俗

菅原天神とすも謬也

從三位針熊神社

一本作 針前 天神

正生考 今も春日井郡あり

清須宿山王乃社是ありし

社人丹羽四郎大夫

天野信景曰

清須の地ハ中島郡ありし。後世春日井郡

属郡場あり。三生考 針熊の地はもと正字治曲のついであり。此を

神代り沙漠の地とあり。清須。清洲。中河原。下河原。ふと皆地脈

を引て砂漠の地あり。比叡田中寺野。錫屋。錫司の西塘江村。

一畝の地を以てし。按。神代の時乃ある川。玉野川。矢田

川。野の落口あり。次既。定喜の所宇に針熊と峰あり。此

壘隈もも舊く治曲あり。清須。新田の名は。終る。二三石

年けとびのま。極て後あり。〇地名は流が。河ハ砂を引

質を所をふ。斗古呂の三言を上下を省きて。その古をむ。質に

轉為あり。是ハ巧みなり。自然あり。南ハ唱り

山王社傳云

宝龜二年。尚國に疫病を有る。爰を以て。須佐男を。

大穴貴命を以て地を祭る。近世天正八年。冬。淡海山王に根

を移し。稱せり。山王権現と稱奉ふ。と云。三生考 山王を則

大名持命。山王に稱呼を。傳教大師より始ふ。本朝おひり。

字音の社号ハ。俗語に。推言おは無事なり

附言

河湯殿乃記。長三年七月。羽柴秀吉公。都へ行りて病

を。禁裏より都近き二十二日。河新に。勅使を

つ。河新に。勅使を。西園寺。久我。中山の

大細。花山院。日野。萬里の。藤

とある。一。沿て東西に水落あり。其西と西溝口村東溝

口村山村後世海東郡小島と呼。併し今又とせば東溝口。同比沼の水落と

を又えざれと。上古は。大沼乃東より辺野正字乃村中を引

押に流して。大矢村正字大谷の西端を南へ傳ひし。東溝口の方へ

流水より。爰を以て後昔も。同比ぬり水落あり。東溝口村と云。

正生考 崇祿寺神社。崇祿。臣祖先を祀る。八龍を浮屠氏如

号す。所同比ぬり水神を以て成りし。文政の末に。正生。故ありて天神

の森。法政を以て。社地を以る。其後天保六年六月廿三日

風吹て。天神森の榎木一樹倒れ。水田小橋も。社僧。水を里

正に乞て。伐て薪小せ。其後。法令不決し。數日を過り。八月

廿日に。有りて。いふ。明日伐採をす。小橋ぬ。是夜風も吹きた。

倒れ。大木。夜向。忽然。おきて。奮乃と。明朝。社僧を祀る。

多。如。鼓。鑄。を持。来りし。面。肝。を。けし。神。意。の。奇。驗。を。か。こ。み

奉。祀。是。より。後。氏。神。を。致。す。事。を。考。り。ぬ。村中大。門後

從一位太

神

神社

一作 名神大

集説云 美和在於保村

出口延經按

姓氏録云 多朝臣出自神

八井耳命

古事記云

神八井耳命者

意保臣

丹羽臣島田臣等之祖也

文德實錄

仁壽三年六月庚午。以尾

張國多天神。預於名神

正。同年七月加從五位上

三代實錄云

元慶元年閏二月戊戌。尾張國正五位下多天神。授正五位上

天野翁曰 如斯正史載當社之事者非一二。然自氏人散亡
而以降。神祠荒廢。後誤稱於保村天王。社人山田氏

正生考 後世室町乃瀨より居りて天王と呼ぶ

從三位知除波夜神社 一本作 除治早 天神

此より今石詳 古事記云 孝靈天皇 六娶春日

千千速真若媛生御子 千千速媛命 一柱

從三位小塞神社 一本作 尾塞 天神

和名類聚 中島郡小塞郷 西生考 神社も郷名も戦國以後殷

滅して名残 中島郷。集説本。粟栗郡乃正中より尾関村を引

出するハ。大く語り。郡界の地も。たまた隣郡へ混同して

中央小瀬村に在りて交錯して有る。今案に小塞郷ハ

毛受均安賀 若山翁説に正字 假屋須賀を以て 乃二に當る。吉田正直が説に。

そのかゝる穠川に水を一色村の南。毛受村の北を溶垂て流る

と云ふ。毛受假屋須賀に在り。其水を小堰とも呼ぶ

假屋須賀乃支村に樋口西村と云ふ名の所も。小塞に中瀬あり

又此より天神といふ。社人岩田氏司之。是も小塞天神の傍に

在。從考ふるハ八幡宮も花齋に在る後

從三位石刀神社 一本作 石門 天神 近藤利昌曰 美濃國に入る

中島郡八神村。岩神の本社は形つ。素原の切

社家 伊藤兵庫

いり三社南面又並ぶ。社人かきて本社ハ六所の神也。左を稲荷

右を八幡宮也。いかり八近世市枝村の稲荷をあらして祀る。故

思合さし八神様也。又いかり歴代乃不合也。地名考云

八神を備字也。正字岩神の約也。伊波約耶あり。岩滑郡岩

作カゴ山田郡也。等乃耶れい。爰をり。岩神村と書づれを

記て八神と書り。大嘗會卜定田小祀八神殿及

天皇鎮魂乃八神殿をいかり八柱の神名あり。吾を列

利昌曰。これを本社ハ祭神一應あるを。いり六所神ハ附會し。

左右の撰社を算込て八神と為る。戦國以後乃語。里老曰。八

神を親む。石田と前野也。我美乃支村也。爰をもて春坂

乃祭礼には。八神。石田。前野。三群の人々。此宮に一同又善い神
事を執行しといひ

附言 中尾義稱曰

集説本に。中島郡石刀神社を。葉栗郡

黒岩天王とせふを。吾き此言也。葉又是也。中島郡石田村今を

乃宮なり。石田も四も伊波多と唱へる。石田石門がなり。

爰をり。石刀神社也。た村小無ても好む。吾き

正考

中尾氏も念い。石田乃切小。後家宮の先

事及も。耶我美の地名を岩神の約也。不并也。的

たふの。故又六分ハ仰り。四分は不中

正考

石門の餘波を石田乃切小遺りて。吾神社ハ岩神村

徳産婦あり。時代の沿革あり。同知川曲神社も亦以類例あり

出口延経曰

備前國御野郡石門別神社「阿波國名方郡天石門

別八倉比賣神社」也同神乎

近藤利昌言

やぶみの旧名を粟原村

と云ひし。今も神社の切、粟原の谷あり。ま、此曲轡はいろく
粟原轡中やしは有り

從三位室原神社 天神

此こや一ろ未考 大塚村熊野権現社と吉川清風よりいふありし

從三位高田波蕪伎神社 天神

新考

門間村をけの切の

八幡宮をふあづし。社地と廢し 社家林久太夫

集説小 出口延経曰

是亦大結杵命也八幡大神ハ後の祭神なり

正生謹考

集説云此こや一ろを今寄庄高田村と。ま、門間村を

そたの八まん小。粟栗郡伊富利部天神を引當る所と。甚く誤
り。既といふこと。やはの八幡宮を誠ハ高田波蕪伎の所宮と

其の意を 高田村人曰

此を引く文は、ま、高田の言なりしを。

二百年不む前。門間村のやまに捨れりとの古傳也。僕も高田
乃人少く。まも爰れ島へ耕作をせしむるなり。田畠は其の東南

北の三方ハ。悉く高田村の畠也。やまを西の一方やはたの池へ
つきたし。社地もけ西より東と一也なり。わぬの伊服も必く

高田村の境内と云ふべし。往昔の言を捨てて後。又高田れ
方に一社と云ふ。ま、八幡神を齋ぬ。其言を今は高

田八幡と呼べし。正考 されば高田波曾使神社ハ変く今
乃を一切の八幡と成べし

後三位大日神社 天神 正考 法立村内口神と云はれし。

地名考 村名をいふ法立と書ハ戦國以後の語なり。正字ハ祝部

村ハ、まも年先方姥鼻ハ、まもくと呼ぶ。まも智為なる意也。

却て法立と云はる。いハ社人の一群を有つ。此地名ハ祝村

也名は 考説 上毛國新田郡祝人村 今シクシシ あり。山城國筒本郡

祝園村 附言 谷川士清曰 祝部ハ羽振の義。羽ハ舞衣をいふ

と云ふ神 正考 詠るころぬ。西土小巫祝と云ふ也 地名考 村

より東二町余の畑中に榎り古木五七樹あり叢の処也。社ハ此

がたに村氏といふ。ナイコウジニと呼て惶敬し神酒を捧げ

榎火を焚て祈願をかる地也。始ハナイコウジニと云。内荒神ハ

也と案て度々安をまこび。三度目ハ詣て神地ニ額くと忽

ち。大口乃神と云。と誰うぶる公持を。振うて又れと云。小人

也。則神意ありいせ三拜し謹て考ルハ大口を後世字音より

ダイコウと呼。又ナイコウ神と稱ふは、何りけは伊勢國鈴鹿

郡小岐須村乃山手に在る石神社を今石大神と云ふ事也

等一も事也

附言 刈安賀村樋口の切に小社あり 一傳云 樋口を大口といふ

大口ハ火を火にあやまりて後。火字を忘て今ハ樋口と更む事也

大日天神といふものハ強語ニ不取

菅野村の古事本に
たり。大言今も千田郡に入。

從三位賣夫神社 天神

此みや一乃今不詳試みいふ。西宮重村の子安天神を祭

神伊持此二神ありむ。ゆゑ賣夫を女夫と読更し。子安天神

と名い給し。正生常又思ひハ和名抄 中島郡 拜師領也。正生

今此林野村あり。正生林野宮重村 中島郡 乃四村ハ拜師の一園に

子安天神ハ則賣神ありむ。愛をもて賣夫神は少やとふ也。

定てはしむ。里光曰 天神の旧地ハ今宮池より長三三町

後ノ末のゆゑ也。附名を天神と呼。是旧地より今乃宮東近の附

名を福屋屋と云。宮北を長福寺と云り。正生考 宮重と云

官茂の下畧。福屋屋ハ社人の位也。長福寺ハ社僧の法也。此福清次

東北落谷村あり。福屋屋宮重。大根の蓮華寺村あり。

是を民家いふ。あそとに大社のあり。地あり。

小島よりハ正生に備言也。地振ハ二百四五十十年前膳膳村より正生に新田也。
地振ハ八丸葉柳の名也。正生に備言也。地振ハ二百四五十十年前膳膳村より正生に新田也。
備言也。

正一位真清田神社 延喜式作 名神大 集説云 松降莊一乃宮村

佐久清多曰 續後紀。文德實錄並真清田に作を言と為一

天野信常曰 祭神大國主命。真神田朝臣大神朝臣等の祖神

正生考 一乃宮。二乃宮。後世の俗語也。一二の字音あぶくも

谷川士清曰 寛喜元年の諸國の一ノ宮乃福屋也。二ノ宮

の稀ル又其比より好むありし **或人曰** 志摩國乃一の寺と云ふ真清田

と留す。大國主神を祀ふと云ふ **正考** 和名麴麻抄といふ中流

郡美和郷也。一乃宮村を本標と爲す。水不流く。北を之輪山。之端

川の酒見神社なり。西は南太宮地花池。南は戸塚妙壽寺村。於保

氏永國府橋也。及ぶ成す。いづれ御本社の乾の陌を杉屋といふ

杉門を美和と録す。 **或人曰** 真清田に本社を大國主。花池を大

物主。大志見乃宮を美國玉命と稱す。其大志見郷の別稱也。

國府。言れ此亦も大名將の神也。其尾張大國玉を何れハ別

神と云ふ也 **一人曰** 正一位の神階ハ。貞治年中に進冠といふ

從三位川曲神社 一本作川白 **天神** **正考** 天正以來美濃國より來

森村。貴形名神是なり 山伏 來法院司之

社号を。加波万我理と云ふを依りし。集說本に川隈と訓て神村

神明といふ。張州府志に河和と読て。國府縣村に附會するも。皆河

やよりし **里元曰** 數れ明神はいづ。由利。孫曲。北大浦。森村。坂元。不破

一色。云々村の惣氏神也。其坂元氏の村より産神をとりてし 近年水難

移りしに付て。村の山も舊所の小社をすけし。其もと。其森村より

也。 **正考** 川白の地ハ。本國中島郡の地なり

後世鎌倉より。右の如く村あり。天正に及びて。女形を入。此に

由利 公義 孫曲 北大浦 張領 乃之村を中島郡の地也。森。坂元

並に中川半左門領 公義料入會 不破一色 公義 料 の之を隣郡に羽原郡に祀せり。

又流曲ハ元末由利村の支ありし也。いふも西隣なる掘穴乃
支村に在りて。文字之も矢能く書ぬ。がく浅ましく治革て。一も國名
を替へり。又本郡をいふ。こも文字之も書更も。地名亦
本義を帯ふこと。連元かふたの限り。いふも。いふもと搜索
こと。こに二十一年し。神之の瀧脚と云く。森村。ありし。ありし
御本社之歴然と録ゆふを識。祐号ハ白利と強曲乃二村ハ微にのるを
悟ふ。我ら。悟さ。ま。考得。ほ。れ。殊。一。金。五。少。も。瀧。に。福。い。し
ける。或や此也。古河路も強白と云く。これハ。い。は。る。水。神。を
崇。貴。ぶ。つ。と。光。景。し。け。ふ

從一位酒見神社 名神 神戶村三輪山神明と云は是也。

世俗ハ北大門神明と云は 社家 伊藤氏

正考 此と云く。中古を一乃宮村ハ屬し。後世録會ハ末をま

く。室町ハ末を。神ノ邑ハ屬し。い。は。る。集。説。云。皇。字。沙。汰。文。云

尾張國酒見御厨 **度會延經業** 酒見ハ酒美豆之畧語。而外宮酒殿

座宇賀乃咩命也 **天野信景曰** 一ノ神明之社境古大甕存焉。實古

代之物也 **正考** 酒見神社。戰國に一旦廢て。北大門乃神ゆとの呼

ぶ。い。は。る。天。野。翁。の。集。説。本。云。い。は。る。酒。見。明。神。乃。社。

号に。い。は。る。い。は。る。又。案。に。此。社。乃。を。宮。山。と。云。川。を。宮。川。と

呼ぶ。三輪山三輪川乃摺解。い。は。る。中。古。の。時。い。は。る。水。を。神。人

ハ神酒を醸。い。は。る。真。清。田。ハ。神。社。並。大。神。赤。見。於。保。國。府。宮。乃。諸

社。此酒を傳へて。酒見の神を齋いさふりものぞ

從三位淺井神社 佐濁一本 天神 **集説** 門間庄東淺井村八龍

社乎。今属栗原郡 **正考** 此處。栗原中嶋。丹村の二郡。相接の地

なり。延喜式。中嶋。初よりハ。格ふる不詳。○東淺井。中嶋。町

余の古記の誌。今ハ。二町歸り。のこり。ハ。龍。七。位。づ。地。也。古。江。り。惠。二

町。小。麻。井。治。と。ふ。あり。河。ハ。古。江。り。地。面。低。一

從一位久多神社 石神

殷滅し。今志す。生。一

從三位堤治神社 天神

近藤利昌曰 尾越宿富田村。量。九。氏。神。を。堤。天神。と。ふ。古。傳。あり

一説ハ。小信村の神明。よ。ハ。非。也。美濃國。五。友。郷。村。ハ。尾張。河。富。田。越。の。氏

也。其家乃系圖書。各。氏。神。を。堤。天神。と。ふ。文。あり。也。 **出口延徳曰**

續紀云。文武天皇乃景雲三年。尾張國海部中島乃二郡大水。云々。蓋

以時堤防。結。後。乃。為。此。神。と。記。る。也。

從三位石作神社 天神 **天野翁曰** 當郡。今。无。海部郡。松葉の。庄

石作村の天神。疑。ら。ハ。ハ。祠。乎。 **正考** 此。處。あり。一。按。小。清。源。殿。 今ハ春日

廻間森村。石作。古道。二。寺。村。東。溝。口。塩。畑。 以上。海 長。く。引。て。旧。を。中。嶋。

郡。隣。郡。也。い。ハ。海。東。郡。ハ。入。 **和名類聚抄** 中島郡。石作郷。 **正考**

中乃庄村。増田。 中嶋 方領。石作。森村。 以上。三村。今ハ 乃。迄。ハ。も。ハ。石。作。口。乃

曲。轉。あり。 **天野翁曰** 姓氏録云。石作連。ハ。火。明。尊。六。世。孫。建

真利根命之後也。是尾張氏と同祖神也。

附言 石作天神

兼栗郡三宅村木瀬

鏡作郷

大和國磯城下郡伊豆國田方郡

玉作郷

駿河國スルガ郡

下総國匝瑳郡同塩主郡

玉造村

大坂

串作村

尾張中島郡

從三位千野神社 天神

新考

今も兼栗郡佐千原村八飯の社

是の社。村名は佐を浅乃と畧して。正字ハ浅茅原なり。千野也

亦茅野也。はむろ郡塚郷也。昔原郷と云ふ成り。

從三位塩江神社 天神

正生考

海東郡勝幡邑白山宮と云

是の社也。

兼栗郡 社人 田島秀太夫司之

天野信景曰

此の社也。今も海東郡に属す。

地名考

正字塩畑乃義なり。我思以復今に字に何なる。此処より南八町。

諸桑乃田面一塩田。又此村より西三町小塩川新田村

あり。村氏も塩を井と呼ぶ。○社は乃傍に榎の大樹あり。ま

社は乃のり小徑者此の社送りし。十五斗以上は其況也。

流も無なりぬ

從一位布智神社

元龜本

名神

松平君山曰

曾新田は田形

森下村の火神と稱す神祠是なり。社家田嶋氏

集説玉野村弥飯乃社と云ふなり。君山案 郡中湖森と云

村名今も。さうなり。はさし丸淵淵高森下。森上。等乃無森若

も何れハ。はさしを蓋し湖敷の別と云ふ也。成り。正生考 君山案

の考確然論なり。さうなり。火神を語して正字深水のいふ。使者

往昔國府官人の屋敷といふ地有る。古國府宮。松下高御堂。
小池正明寺。次郎丸。修村。國府孫村を。もと「い」の地なり

正一位尾張大國靈神社 名神

集説云 國府宮村 稱國府
莊總社

集説云土御門天皇建仁元年二月進正一位

神主 野乃部氏

社僧 威徳院 真言
宗

天野信景曰

大國灵を同國乃神なり。則大己貴此別稱

本居宣長曰

國靈ハ此の靈を御霊より、カミミ徳ある也。國靈と云ふは、ミコ神と云ふなり。

と云ふは、神のな又。大名持神を祭祀するのみならず、ミコ神と云ふなり。

悉皆大己貴命と云ふるを、ミコ神と云ふなり。

正考 眞清田宮と大

國主命と承せ。由府宮ハ別神の事なり。殊と云ふは、ミコ神と云ふなり。

大國玉神社と尾張乃二字を活たるは、ミコ神と云ふなり。天火明命ミコ子
番語山命ミコも、ミコ神と云ふなり。故と云ふは、ミコ神と云ふなり。

○滝川知美曰 總社大明神の祓也。後世國府小尾張國中諸社を

攝する時の事なり。乃と云ふは、ミコ神と云ふなり。國ハ、ミコ神と云ふなり。總社村と云ふは、ミコ神と云ふなり。

乃と云ふは、ミコ神と云ふなり。文明ニ、ミコ神と云ふなり。國ハ、ミコ神と云ふなり。總社村と云ふは、ミコ神と云ふなり。

從一位大御靈神社 名神

集説に、國府宮之別宮也

文徳實錄

仁壽三年六月丁卯日以下

尾張國大國靈神。大御玉神列於官社。正生考 此宮ハ、ミコ神と云ふなり。

志也。一説ハ、ミコ神と云ふなり。墨深天神ミコ社あり。是の傍に、ミコ神と云ふなり。

一説ハ、ミコ神と云ふなり。本社を考と、ミコ神と云ふなり。地方ニ、ミコ神と云ふなり。社人服部氏

前より後量乃は流をいふ成金

従一位 鞠江神社 名神

府志言 吉藤村巴八幡是之

社僧 神江寺 禅

村氏曰 赤川の神江川より古くを境田の所四方ありしより

付ふ。いり東尾田の南北二所餘りより **地名考言** 河古井昔者

いり一むし。今を二村と云。総領民を金殿を相交て位有るを

河古井もかふ書に正字赤穂江の約し。志穂ハ尾花之。昔孫を

堪守し。正字波生ふと。後世産地と俗借の呼ぶなり。産金とよ

つ。雅言あり。○鞠江の義詳あり。考説之あり。一は八幡入神と

神江ハ神渡の高鞠のゆゑ。二は雲江の義を。神江寺を別

玉江でらふ好む形也。三は古今ともありくは波をよせて

波芦江生るを。風かハ巴波とらるるを呼神と云

以上式内

従一位 伊太波 名神

新考 稻葉宿の中三町小つ天神

の杜是なり。極本村の境又在宮之。今を宮之小社と成り。集後に

十二所権現といふを水なり

従一位 金 名神

集説云。同村金乃宮 在禅源 寺境内

正生新考 金華山禅源寺 禅 是昔日社僧なり。一山之

社地ありし。故小山号を金華山といふ。此例水野の小金神社

の。小金山感應寺 禅と精り。比摩加天神の日向島安樂寺に

阿彌陀と夏為たふし

從一位千代名神

新考

大屋村手白明神と云ふ宮これ

地名考云

浸浴大谷千代付島二寺

此一村今ハ海東郡ニ入リの村

ハ借昔一畝好まじ

里老曰

此野岡蓮寺真言宗乃東に在る

神明社と手白社と二を旧を二寺村のしる茨島と云

地老のしる。百二十四斗も前より今地へ引移りまるとい

傳ふ。岡蓮寺は直惠の六神の寺也。其の寺並町まじりにある

社と千代と云ふ。正生考 君山岩巡行の時手白と云ふハ

千代の轉聲し

從三位塩門天神

此社ハ不詳

從三位御裳天神

一本作御母

正生考

板倉村天神乃社是なり。一

村落乃東村にあり。今俗菅原天神と云

神鳳抄云 尾張國

御母板倉之御厨と云ふ

從三位嚴野天神

集説云

國府莊北島村

正生考

此の地ハ在

社家恒川式部

里老曰

嚴野ハ中之庄と米屋の屋ありて今も墓所ありと

地ハ地面にあり。昔人もあり。此の地ハ

從三位標江天神

府志云

大柘莊市野枝村稻荷の社

社家 伊藤氏

正考 伊知能衣天神と續べし。加志衣の所は此村の名は四ハ

市乃兄と呼し。君山菟曰 聚落より西五町所の田圃の中

にあり。粵小一樹の杉あり。甚四より 里光曰 桑原輪中いふりれ

惣弁社之 天師信景曰 大歳神の子を稻依比賣といふ。蓋し

伊奈利と云。稻依乃婦りのを 正白曰 妙説し

從三位物部 天神

此より一より不詳

從三位小森 天神

以下不詳

從三位菴部 天神

國府庄 稻島村に在

和名類聚 中島郡菴部郷 正白 菴部郷。菴部天神。其は我國

に止滅し 野部茂富曰 文明以來の社地をうしあつり。菴に。

稻島本郷より外方にして杉乃古本あり。則宮社の跡ありて

いふに此社名を。むらゝ赤布倍と云

○追加 稻島に支村東端と法成寺との文間島中に 直東の國府村

天保十三年の春。或人聖く社神を茂富の談合て。留中より談

二を建し。人ふを。久多名神と菴部天神乃西社と云。

今より後星雲を經る。新古の差もたたりき。爰に書

はるつ 村民曰 稻島本郷より良方りていま。榎と杉と二本

あり。所を。久多名神と云。よく久多孫郎の屋敷と云

ともよのいせかきふしむを「いしりき

從三位志竹 天神 正考 今も美濃國入葉原郡竹鼻村

彌無明神。是行一 社家 浅井氏

地名考 平方本郷浅平竹鼻乃四ヶ村も。旧一圓にて中島郡乃

地理也。近世葉原郡入郡跡ふれい。官の旧地も竹鼻宮所の

西四ヶ所也。道北の田中に古宮と呼。今本郷村にありしが住者

出水時流して。今れ地ふ若なりとも。むしを南郷竹鼻

宮所乃多ハ竹群もふ原よりしあむ。故ハ竹鼻赤竹乃名也。道

ふらふづし

從三位河俣上乃 天神

從三位同 下乃 天神 片魚一色村。河端白山社也

凡本國帳小上下をりけくふりもの。其向をりけ。集説小を

上乃天神也。葉原郡河端村の八劍の社をと較ひ下乃天神也。片

原一色の河端を由れと郡邊小上下をりけを非変し。後の

君字ふ原く訂為也

從三位修理右御子 天神

從三位長杜 天神

右二社いし詳なり

從三位鷗養 天神 集説小。長岡莊鷗本村より旧地乃

方をいづく 一人曰 鷗飼天神ハ。慶安三年寅九月。葉原郡枝廣

切 江川村の境 入水乃若 うのや 鶴井を流せ出のひて。中牧村小若 つた 久 ひさ 松 まつ 切 きり 此の幸 このさい 死 し 入 い 水 みづ 乃 の 若 わ 鶴 つる 井 い を 流 なが せ 出 で の ひ ひ て。 中 な 牧 まき 村 むら 小 こ 若 わ 久 ひさ 松 まつ 切 きり 此 この の 幸 さい 死 し 入 い 水 みづ 乃 の 若 わ 鶴 つる 井 い を 流 なが せ 出 で の ひ ひ て。 皇 みかど 大 おほ 明 あき 神 かみ と 呼 よ 奉 まか る 是 こゝろ 也 なり と 云 い ふ

社人 海田和泉

又云く 移本むらの四地乃方也。其後川善清乃若 おの 大 おほ 丸 まる 八 やち 川 がわ 産 う り 変 か 化 か て。 俣 ま 小 こ の 行 ゆ 系 けい の 地 ち が 送 おく ら せ 今 いま 八 やち 夷 し 森 もり と 不 ふ 誰 たれ 死 し ち ち ひ ひ ず ず 社 やしろ 沢 たけ を 去 さ ぐ。 惠 めぐ 比 ひ 須 す 之 の 即 すなは 破 やぶ を 祭 まつ せ ぐ。 い い ず ず 爰 こゝ を 川 がわ 北 きた 村 むら 多 おほ 須 す。 東 あづま 鶴 つる 本 もと。 柳 やなぎ 本 もと 河 がわ の 四 よ 合 あひ 地 ぢ 也 なり。 其 こゝろ を 川 がわ 北 きた 村 むら の 属 つら と 云 い へ 中 な 牧 まき の 方 かた 也 なり。 い い づ ず の 鶴 つる 角 かく を 鶴 つる 小 こ と 呼 よ ぶ。 其 こゝろ を 亦 また 安 やす 也 なり。 乃 すなは ち 矣 なり。 皇 みかど 大 おほ 明 あき 神 かみ 飼 かひ の こと 也 なり。 時 とき 運 うん 乃 の 轉 まわ 變 かへ る なり。 一 ひと 也 なり。

正四位下 鈴置地神

須上下 並清

正考

法華寺村天神の森を經て。

社考を須須紀をまをす。須受於紀をいひて。集説に 國衙莊矢合村 古称款 團里 と書くるハ粗くして誤る。地名考云 矢合。法華寺村。山口。船橋。乃四村をいひて。其の地をいひて。後世 鎌倉以後。村をいひて。鈴置地神は法華寺村の産耶成 乃。社僧安樂寺 宗 乃。舟橋村。階より觀世音ハ本地佛也。 今俗にこれを志す。矢合乃山。いま社考をまうけて。鈴置地 乃。呼ぶ。其の。集説本乃の傳也。取をいひ。里人云 矢合に國分寺あり。所を推本烟と云ふ。北へ新田と云 ぬ。近小當と云ふ。又法花村也。法華滅罪寺と云ふ。此寺の傳

あり。村名も形も。右二方の大津はたしてろくろがね 正生考

法花寺村と名合山との間。本曾分水の古川流あり。今も細江

河とし水あつる 村民言 美合山を。本曾川吹あげ乃砂山。

法華寺村を氏六拾戸ありて。姓氏を鈴木と水野の二氏のこと。

又、中に。鈴木氏ハ四拾戸ありとあり。正生 案、鈴木と鈴置

も昔、備字にて正字ハ洲、秋の義に。疑うハ鈴置地神ハ昔日

此川ハ純て成切河、祖先を奉るゝもの

以上式外

從三位石明天神 天野翁曰 明興門字形相似。蓋石門天神之重出乎

中島郡神名帳集説訂考畢

中嶋郡之解 地名考 所載

中島と云。川中嶋島といふがごとし。稻葉宿乃西北拾町小

今も中嶋村 清 といふ。此村より一郡乃惣稱ふ及ぶるべし。

今も本國以上古ハ。岐、蘆川の長流。美濃國川上郡

鷄沼なる伊木山。前度山ノ突當て水勢散乱。爰より

哉、糸もむなりて。北西南乃三方ハ。蛇平の如く流れるなり

と云。はて北東方乃川の東より第一此大川を鷄沼川と

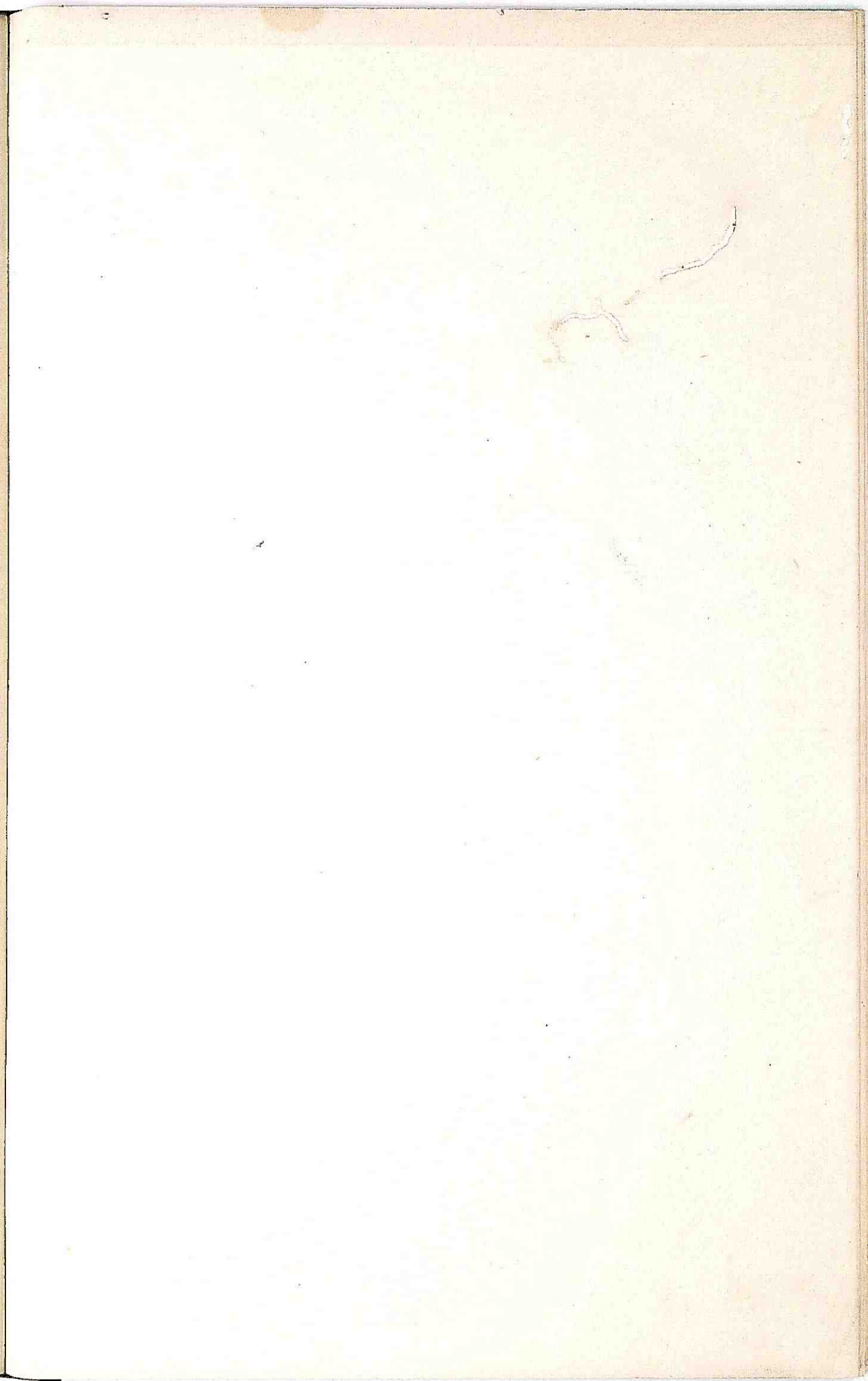
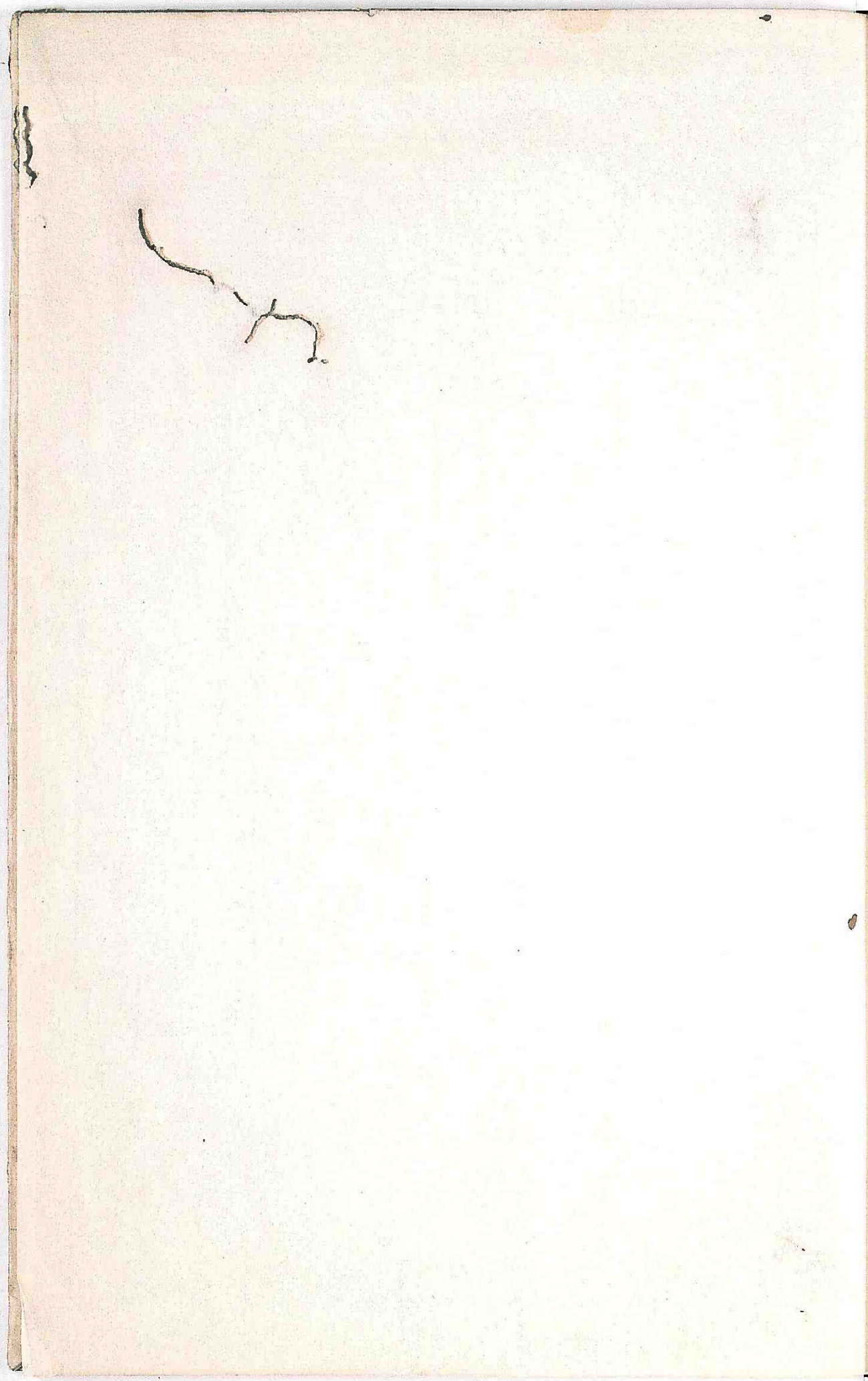
呼て美濃尾張の堺川とす 此川ハ正生 支川アリ 是ハ蛇平の分水

のころ。南西ハ指ておつる一糸。その地理よりて。或ハ海の如く

川乃如く。或ハ訴了又ハ治む。或ハ左右ハ引れて二侯とせりて。

下流少く亦落合て再び一条いさかとならざりしが、此の間の地を
こゝて中島清志と呼び初一集つ。然るも後世鎌倉室町
の頃は本國のさうしある川六條むさしおなりて流をさうとせり
羽柴秀吉公おしりて大川を一条いさかに定まり、その餘あまハ細き
小川おぬりぬと云。然有さうのみや。上古に中島清志と云ふ
象形さげをうし、少い。將後世中島清志と呼ばれ、郡内いづハ
出来たり。其名を混同まじといふも。清音きよハ那加志方なと呼
ばれ。唯一いと云ひて別わかむ。此こゝハ本州の
中央ちゆうに方位ちゆうて。北方ほくハ善栗郡ぜんお抵つり。東とうハ丹羽郡に
隣りんり。春日井郡かも此こゝハ隣りんる。南なんハ海部郡うお抵つり。西せいハ

海西郡及美濃國安八郡に場をなせり。





愛知県



1103266727